

兵庫県歴史的建造物保存活用推進員の登録を募集しています

公益社団法人 兵庫県建築士会
歴史的建造物委員会

兵庫県建築士会では、昨年度から歴史的建造物の円滑な活用等を推進する兵庫県下各市町及び団体を支援するため「歴史的建造物委員会」（以下、委員会）を設置して支援活動を開始しています。（委員会設置規程を参照）その具体的な活動を遂行するため、「兵庫県歴史的建造物保存活用推進員」（以下、保存活用推進員）を募集し、現在 14 名の方に登録いただいています。

この活動の一環として、昨年度には兵庫県建築士会とたつの市の間で「伝統的建造物群保存地区制度の推進に関する協定」を締結して、登録保存活用推進員のなかから同協定に基づいて「龍野伝統的建造物群保存地区保存活用推進員」として推薦いたしました。その後、龍野伝建地区の保存物件に係る修理事業等の具体的な設計業務をたつの市から受託いただいています。

本年度以降もたつの市をはじめとする支援活動を幅広く展開するため、引き続き保存活用推進員の随時募集を継続することになりました。今後は、昨年度の建築設計分野にまちづくり分野を加えた 2 分野について募集いたします。（両分野に応募することも可）

保存活用推進員の応募資格等は下記の通りですが、応募申請書にご記入の上、下記建築士会事務局宛に郵送してください。（すでに登録された方については、再度応募する必要はありません。）

なお、申請書にご記入される個人情報につきましては、委員会で適切に管理し、委員会設置規程にもとづく保存活用推進員制度の運用以外の目的には使用いたしません。

記

1. 保存活用推進員の主な業務・役割

建築設計分野：歴史的建造物等の保存・修景に係る設計業務（基本設計・実施設計・設計監理業務）

まちづくり分野：町並み景観などまちづくりに係る相談・情報提供業務（アドバイザー業務）

2. 保存活用推進員の応募資格等

必須要件（要件を満たさないと応募は出来ません。）

- ・ 建築士資格（一級，二級，木造）を有する兵庫県建築士会会員（応募時に入会手続き中でも可）

考慮要件（市町または団体からの派遣要請に推薦者を選考する場合に考慮されます。）

- ・ ヘリテージ・マネージャーの資格（取得の府県は問いません。）
- ・ (建築設計分野の場合) 建築設計業務を専業とし、木造伝統的構法の設計業務の実績
- ・ (まちづくり分野の場合) 町並み景観などまちづくりのアドバイザー・コンサルタント業務の実績

問い合わせ・返信先：公益社団法人兵庫県建築士会事務局（担当：桂） 電話 078-327-0885

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-6-11 エクセル山手 2F

兵庫県歴史的建造物保存活用推進員の応募申請書

公益社団法人兵庫県建築士会
歴史的建造物委員会 あて

この応募申請書は、「歴史的建造物委員会」が、「兵庫県歴史的建造物保存活用推進員」を組織するため、兵庫県建築士会会員の方々に応募申請していただくものです。応募は随時可能です。

- ・申請書の各欄にご記入後、下記の返送先まで郵送でお送りください。
- ・なお、申請書にご記入いただきます個人情報につきましては、歴史的建造物委員会で適切に管理し、委員会および保存活用推進員の活動、運用に限定して利用するもので他の目的には使用いたしません。

●応募申請書の返送先：公益社団法人兵庫県建築士会事務局

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-6-11 エクセル山手 2F 電話 078-327-0885

1. 申請年月日 西暦（ ）年（ ）月（ ）日

2 応募申請される方のお名前、ご所属の団体名、団体の住所、連絡先等について。

- ・お名前（ ）フリガナ（ ）
- ・所属または主宰する団体名（ ）
- ・団体におけるあなたの地位（ ）
- ・団体の住所（〒 ）
- ・連絡先 電話：（ ） メールアドレス：（ ）

3 歴史的建造物保存活用推進員の希望分野について。あてはまる数字に一つ○印をつけてください。

- 1) 建築設計分野
- 2) まちづくり分野
- 3) 建築設計分野とまちづくり分野の両方

4 応募申請される方の応募資格の確認 あてはまる数字に○印を、（ ）内には該当事項を記入。

- ・建築士の種類 → 1) 一級 2) 二級 3) 木造
- ・専攻建築士の種類 → （ ）
- ・兵庫県建築士会の会員 → 会員番号（ ） 支部名（ ）
- ・ヘリテージ・マネージャーの取得の有無
 - 1)取得している→ 西暦（ ）年に取得(予定)。取得した府県（ ）
 - 2)取得していない

○建築設計分野の登録希望者の方

- ・建築設計業務を専業としているか
 - 1)はい → 1) 組織建築設計事務所 2) アトリエ設計事務所 3) その他（ ）
 - 2)いいえ
- ・木造伝統的構法の設計実績 → 1)十分ある 2)多少ある 3)ほとんどない

○まちづくり分野の登録希望の方

- ・まちづくりコンサルタント業務等の経験の有無 → 1)十分ある 2)多少ある 3)ない

